

平成25年8月19日

嬉野市議会
議長 太田重喜様

議会運営委員会報告書

議会運営委員会
委員長 神近 勝彦

平成25年6月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第107条の規定により報告する。

付託事件名

各期の議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項

調査目的

災害時における議会の対応について視察調査をおこなった。
2011年3月11日に発生した東日本大震災において、災害時が発生した時の議会ならびに議員の役割が明確でなかったため、被災地における対応が充分ではなかったとの反省が昨年の全国市議会議長会フォーラムで報告された。現在、関東ならびに東北地方の議会においては、災害時における議会の活動や行動を規定しているところが増えてきた。

本市においても、過去豪雨による土石流災害や床上浸水など住民生活に多大な被害をもたらした事案があり、今後も発生することが危惧される。災害が発生した場合に、我々市議会はどのような行動をすべきか、を検討するために埼玉県で先進的に進めている越谷市議会を調査した。

調査内容

日時 平成25年7月4日(木)
場所 埼玉県越谷市議会

(越谷市の概要)

埼玉県の東南部に位置し、東京都心から北へ25キロメートルという地理的環

境にあり、平成 8 年 12 月には県内 6 番目の人口 30 万人都市の仲間入りをするなど中核都市として発展を続けている。現在の人口は 330,428 人である。

(越谷市議会の概要)

条例定数は 32 人、現員数は 32 人で、7つの会派がある。委員会は総務、民生、建設、教育・環境経済常任委員会があり、委員数は全て 8 人である。また、議会運営委員会、代表者会、正副常任委員長会、議会報専門協議会、図書室協議会などの組織で運営されている。

(内容)

議会における災害対策本部の設置状況として、特例市(越谷市を除く 39 市)および設置要綱等を有するまたは災害対策本部設置規定等を有する自治体(2 区、4 市)の計 45 市(区)を、平成 23 年 6 月 10 日から 6 月 17 日に調査されたところ、災害対策基本法第 23 条に基づき設置される災害対策本部とは別に、議会として災害対策本部またはこれに類するものを設置するための規定や要綱を定めているのは、特例市では小田原市、大和市、四日市市。その他は文京区、荒川区、秋田市、仙台市、福島市、いわき市であった。

越谷市においては、平成 23 年 9 月に災害時の対応要領を第 7 条までの項目で設置された。

第 2 条に地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため議会の本部を設置できるとしてある。第 4 条には、市災害対策本部の情報を各議員に提供したり、災害情報を収集・整理し市災害対策本部へ提供するなどが規定されている。また、第 5 条には、議員の対応について規定してある。

第 6 条には、議会事務局の対応として、事務局長ならびに事務局職員は議会の災害対策本部の職員とすると規定されている。

また、要綱に基づいて、大規模地震発生時の行動マニュアルをつくられており、震度 5 弱以上や震度 5 強以上での議会災害対策本部への参集基準や活動時の留意事項などを定めてある。

この行動マニュアルに基づいて、平成 23 年度と平成 24 年度に初動体制の訓練を実施し、マニュアルの検証がおこなわれ問題点など話し合いをされている。

委員会の意見

嬉野市議会も議会災害対策本部を設置する必要性を感じた。本市議会においても議会事務局長ならびに議会事務職員を、現在の市災害対策本部組織から切り離して市と議会の連絡員としなければならない。

現在、災害等が発生した場合に、市災害対策本部の情報が議会ならびに各議員に伝わっていないことは被災地の状況把握や支援、復旧に少なからず影響があるものと思える。各議員が被災地の情報を議会の本部へ提供したり、市の情

報を受け地域へ届けることで、迅速な対応が図れるものとする。

災害時においての、行政、議会、地域のネットワークの構築は早急な対応をすべきと思う。

また、越谷市議会は要綱で議会や議員の行動を取り決めしてあるが、まだ始まったばかりなので、内容の確立ができていけば将来は条例で規定したいとのことであった。嬉野市議会においても最初は要領から始めることがよいと思われる。

次に、行動マニュアルに基づく訓練は、非常によいものと思えた。本市においても色んな災害を想定した訓練をおこない、問題点の洗い出しをすることは、実際の災害が発生した場合に迅速な対応ができるものと思えるので、このことも早急に検討すべきである。